

ゴマノ類也トサゴマノ漢名果下馬馬ニノリナガラ、小木ノ下ニ 雙脊馬同 果留廣東 石馬同凡馬ノ小謂石也

〔土州淵岳志中〕土佐駒

一名物ナリ、稻若水ノ木艸別集ニ、土佐駒ハ果下馬ト云トアリ、

〔本朝奇跡談亨〕又同國土佐より小馬こま出る、是を世に土佐駒と云、是は彼國の馬なれども、片輪者かたわといふ類也、惣而此國の馬、肝強く丈高く足強し、百數十里の道、脊を打ずして江都に至り、足痛むの憂なし、彼國に限り小馬のみ有と心得る事甚誤りなり、彼小馬は所にては用ゆる事なし、馬口勞體はくちうの者に價にか、はらずして遣すよし、

〔西遊雜記六〕日向大隅の二州にて、一家に女馬三疋も五疋も飼て、駒を數多出す國にて、九州すべて兩國の駒を用ゆる事也、兩國にては年毎に三千疋も産せると土人物語き、

〔國花萬葉記二十一〕薩摩國名物出所略 中 牧駒

〔東遊雜記三〕松前には馬の數多ある所にて、少しき荷物にても馬に付る也、其馬を見るに日本の馬よりは小なりといへども、力至て強く、日本の馬の二駄も一疋にて付て、峻しき山坡を越るに屈せる體更になし、汗杯の出る事見へず、玄かも鞆をうつと云ふ事をえらす、石原を通行せるに爪を損ふ事なし、御三所とも評判せらるゝには、此馬小なれども、軍馬に用ひて然るべし、江戸にても人々の知らざるも不審也、海内を放し遠國にて行程遙成ると、乘馬にならざる事の有にやと評せし也、

馬飼養法

〔令義解八〕凡厩、細馬一疋、中馬二疋、騫馬三疋、謂細馬者、上馬也、各給丁一人、糶丁每馬一人、謂以馬其飼乾之日、不充糶丁、但於採木業者、不可每馬充一人、日給細馬粟一升、稻三升、謂稻者、半糶也、豆二升、此須兼口而量充、即依下條番役之外、亦輸調草、是也、